

沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置に関する意見書

本県では、昭和47年の本土復帰以来、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づく特別措置が実施され、社会基盤の整備や産業の振興、県民生活の安定等に大きく寄与し、着実に成果を上げてきた。

特に、沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置については、復帰後9度にわたり適用期間が延長された結果、県内酒類製造業者は近代化設備投資による品質の向上や省力化に取り組み、企業体質の強化等に努めてきた。

しかしながら、このような国による制度整備と支援、業界挙げての努力にもかかわらず、昨今の消費者嗜好の多様化や焼酎ブーム、全国的な人口減少と若者のアルコール離れによる国内酒類市場の縮小傾向も相まって、業界を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、経営基盤は依然として脆弱である。

このような中、酒類製造業は、小規模離島を含む地域の経済や雇用の確保に寄与し、製造業の少ない本県において重要な役割を担うとともに、食文化を初めとする県民文化や観光産業の発展にも大きく貢献していることから、本県の産業振興と雇用の確保、さらには県民生活の向上等を引き続き安定的に図っていくためには、当分の間、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正に基づく県産酒類に対する酒税の軽減措置の期限を延長する必要がある。

よって、政府におかれては、本県のこのような状況に鑑み、下記事項について十分な措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 沖縄県における酒類製造業の経営基盤を確立し、自立的発展を図るため、沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置を延長すること。
- 2 原料米は泡盛製造の主要な原価要素であり、昨今の価格状況は零細かつ脆弱な泡盛業界において企業経営に極めて深刻な影響があるため、原料米価格を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月6日

沖 縄 県 議 会

内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣

} 宛て